

▲約1年の療養後復活された望月会長を中心に、それぞれ個性的な副会長4名が承認されました

**発足五年目を
迎えて**

会長 望月 武

去る六月二十四日に大宮ふれあい福祉センターにて、さいたま市障害者協議会の第五回総会が、全ての加盟団体の参加のもとに開催されました。

顧みますと、平成十三年五月一日に、浦和、大宮、与野の三市が合併してさいたま市が誕生。その後岩槻が加わり十五年四月一日に全国十三番目の政令指定都市となり、さまざまな事業を、市が直接実施できるようになりました。

その中の一つに障害者社会参加推進センター設置事業が義務化されてきました。この推進センターは、障害者社会参加総合推進事業の中心的役割を担い、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、障害のある方が自ら諸種の社会参加推進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的としています。

この障害者社会参加推進センター設置事業の義務化に伴い、市はこの事業を受ける障害者団体を求めています。

平成十四年十二月、障害者基本法の申

に障害者と位置づけられている団体である身体、知的、精神の三団体の長が初めて顔を合わせました。

平成十五年八月、三団体が六団体（身体、知的、精神、聴覚、視覚、難病）に広がって話し合いがもたれました。

平成十五年十月一日、この六団体で「さいたま市障害者連合会」を発足させました。この「連合会」の目的は、社会参加推進事業の受託と市内の障害者団体に呼びかけて、新たに「さいたま市障害者協議会」を立ち上げることでした。

平成十六年五月五日、市内の十九の障害者団体の参加をもとに「さいたま市障害者協議会設立総会」がもたれました。

「協議会」発足から五年目の現在、さいたま市障害者社会参加推進センターの設置団体として、また、さいたま市内の障害者の要望をさいたま市の施策に反映させる活動をはじめ、国、地方自治体の障害者施策に関する情報の会員団体への提供や、障害のある人の意識向上のための学習、研修会の実施。障害者団体間の交流による、異なる障害への理解の推進及び地域社会への障害理解の活動など、さいたま市を代表する障害者団体としての役割をはたしてきています。

平成十八年四月、障害者、家族の強い反対を押し切って強行された障害者自立支援法は、サービス利用に原則一割の

「応益負担」を導入し、いままでの運動によってつくり上げてきた制度の利用を困難にするなど、障害者の生活を一層厳しいものとししました。それだけに、「応益負担撤廃」「制度の根本の見直し」を求めて立ち向かい、障害者運動の歴史に例をみない大運動となりました。

さいたま市障害者協議会もさいたま市障がい者施設連絡会と共に、七回もの障害者自立支援法学習フォーラムを開催する中で、さいたま市議会への請願署名行動に立ち上がりました。

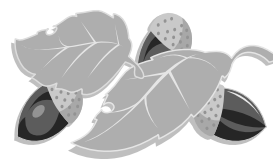
「障害者自立支援法による障害福祉サービス・障害者自立支援医療・補装具にかかる利用者負担について、さいたま市独自の負担軽減策を講じてください」という一点にしばった請願署名活動は、多くの市民をも巻き込んで、わずか五カ月間で七七〇一九筆にも達しました。

この署名運動の反響は、非常に大きなものでした。平成十八年の九月と十二月市議会は、障害者自立支援法議会と言われるほど、多くの会派が障害者自立支援法を質問で取り上げ、「激変緩和施策を」と市長に迫りました。傍聴席も満杯、急遽議会事務局が用意した別室やロビーも障害者やその家族、関係者であふれていました。

この運動は、平成十九年、二十年度の二年連続で負担軽減という大きな成果を挙げましたが、施策の利用は一律に負担

させるという「応益負担」制度の根源は残したままです。

「障害者を抜きにして障害者のことはきめないで」という、障害者が主人公となる時代の到来を一日でも早く実現させたいものです。



副会長交代

社団法人日本オストミー協会

松岡 英嘉

副会長交代という主題で原稿依頼が事務局より届く。副会長辞退は、多忙で三役の方々にご迷惑をかけるからの一言で片付くが、この際ちょっと過去を振り返ってみたい。

私が障害者になったのは、還暦に近い年になった膀胱がんによるもので、内部障害者である。高齢になってからの障害当事者であるため、三役会や理事会での発言もどうしても健常者に近い内容のものとなり、周りの方々よりひんしゆくをかう事が多く、三役の方々にはご迷惑を

お掛け致しましたが、望月会長や浅輪さんの粘り強いご指導で、何とか役割をこなしてきた。

前に読んだある医師の言葉を思い起している。

どのような過去であれ、これが自分の人生だったと納得できる日々を過ごしたが、不幸にならないようにしようと。私はもしがんにならないであれば会うこともできなかった大勢の人たちと出会い、多くの経験を重ねた。また、人間としての私の人生を大きく変えてくれた。そして少しは他人に役立つことをしたいと思うようになった。

冒頭に多忙のため副会長を辞退したと述べたことと矛盾するようだが、今年十一月十四日から十六日にかけて、第六回アジアオストミー協会大会が日本オストミー協会主催で、国立オリンピック記念青少年総合センター国際会場で開催されるので、私は本部役員であり、またアジア大会の実行委員として、大会成功のため微力を尽くしている。

多忙をきわめるため、さいたま市障害者協議会の副会長を辞任、交代いたしました。ご協力ありがとうございました。





自立的な活動に感謝

さいたま市障害者協議会 設立五年目を迎えるにあたり

さいたま市保健福祉局
福祉部長 大嶋 恭一

この度、さいたま市障害者協議会第五回総会で副会長に選出されました渡辺浩二です。

「地域」が 試されるとき

副会長
渡辺 浩二

私は現在、障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会という団体で、副会長という立場で日々活動しています。障害者運動のきっかけは、障害児の親として浦和養護学校の若山先生などとながりを持つようになり、親としてこの運動に飛び込んできました。

そうした中で、一昨年、さいたま市議会に負担軽減策を求める大運動を経験し、大同団結の力のすばらしさを知りました。

最後に、協議会の会長、三名の副会長をはじめ、先輩方の助言をいただきながら日々努力を惜しむことなく副会長の要職を全うしていき、さいたま市障害者協議会発展のために全力でがんばっています。

本年度福祉部長に就任しました大嶋と申します。皆様方には、日頃から本市の障害者施策の推進につきまして、格別のご支援、ご理解を賜りこの場をお借りいたしました。厚く御礼申し上げます。

早いもので、平成十六年五月に協議会を設立されてから、本年で五年目を迎えられる間、本市の障害者社会参加推進センターの運営団体として、障害者週間記念事業をはじめ、家族教室・生活訓練事業、各種の社会参加推進事業に積極的に取り組んでいただいております。心から敬意を表するものでございます。

スポーツ・勉強の合間に 爽やかさと潤いを提供します

・三国コカ・コーラグループ
・自動販売機総合オペレーター

・三国フーズ株式会社

MIKUNI FOODS ・〒363-8061 桶川市大字加納180 TEL048-774-5122



去る8月15日、朝日新聞の朝刊に、「後期高齢者医療制度」と障害者の問題に関して、5段抜きの記事が掲載されました。

記事の主旨は次のようなものです。

4月に始まった後期高齢者医療制度（後期医療）が批判された理由のひとつに、障害者の「強制加入」問題がある。各都道府県には障害者の医療費を補助する制度があるが、北海道や愛知など10の道県は、後期医療に任意で加入できる65～74歳の重度障害者について「後期医療に加入しなければ補助しない」と決めたからだ。「事実上の強制」と批判され、一部の県は方針を変えたが、混乱は続いている。

(写真上、左ページとも9月12日に岩槻区で行なわれた身体障害者福祉協会家族教室の様子)

後期高齢者医療制度と障害者

障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会

平林 彰

障害者「強制加入」に混乱

なぜ「強制加入」と言われるような事が起こっているのでしょうか。

六五歳以上の重度障害者の大半は、今年三月まで実施されていた老人保健制度の適用を受けて窓口負担は一割で、各都道府県に重度障害者が対象の医療費補助制度があり、窓口負担はゼロでした。

四月に「後期医療」が施行されるのに伴い老人保健制度が廃止され、六五～七四歳の重度障害者は「後期医療」に任意加入とされました。

多くの都道府県ではこれらの人々への医療費補助を従来どおりとしましたが、北海道、青森、山形、茨城、栃木、富山、愛知、山口、徳島、福岡の、十の道県では「後期医療」に加入しなければ補助をしないことにしたため、事実上「強制加入」と言われる事態が生じました。

その後、これらの道県の内、山口、栃木、徳島の三県は方針を変え、障害者への負担が増えないよう、それぞれ方策を取りましたが、あとの七道県は各々独自の思惑があり変更しておりません。

そもそも「後期高齢者医療制度」とは

この制度は、平成十八年六月に成立した医療制度改革法の一つの柱で、「国民皆保険を堅持しつつ、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度を構築する」という理由から、七五歳以上の高齢者と六五～七四歳の障

害者で広域連合の認定を受けた者を被保険者とする新しい医療保険制度です。

この制度にはいくつもの大きな問題点が指摘されています。まず挙げられるのは、元気に現役で働いている人も、寝たきりになっている人もひっくり返るめて七十五歳で全員移行させることです。

このことについては「非常に差別的である」として、法案を決めた与党からも批判する議員が出ています。

次に、全ての加入者から個人単位で保険料を徴収（原則的に年金から天引き）することも大問題です。介護保険料と合わせて、高齢者の金銭負担が大きくなり生活を圧迫しています。

そして診療内容も後期高齢者医療では「担当医制」、「包括制」が導入されました。

「担当医制」というのは、その人が抱えている慢性疾患の一つを「主病」と決め、治療を担当する医師を決め、他の病気で他の病院などに掛かった場合の医療費が制限されるものです。担当医を決めるかどうかは任意であるとされていますが、医師から言われれば断るのは難しいでしょう。

「包括制」を言い換えれば「定額制」で、検査や画像診断、処置等の費用が月額で決められてしまいます。（現在六千円、窓口負担は一割の場合六百元）

この金額では必要な検査や処置が十分に受けられない恐れがあります。

このほか様々な問題点が指摘される中で、国会では民主党、共産党、社民党、国民新党の野党四党共同で「後期高齢者医療制度廃止法案」を提出、参議院では六月六日に可決され、現在、衆議院で継続審議となっています。

障害者にとっての問題点は

これまで見てきた中で、障害者にとって特に大きな問題点は、「担当医制」「包括制」ではないでしょうか。

心臓病や腎臓病、その他難病による障



害者の方々は言うに及ばず、高齢期を迎えた障害者の多くは、体調維持のため常に複数の医療機関に掛かっています。

複数の障害を抱える人は、夫々の障害に関する専門医に通院することで体調の維持をされています。担当医制・包括制が適用されると必要な医療が受けられず障害が重度化する心配もあるのではないのでしょうか。

また、六五〇七四歳の対象となる障害者は任意加入とされていますが、今年四月の制度開始時に市町村が自動的に加入

させたところも多かったです。

さいたま市の場合でも、加入するか否かについて通知がされましたが、「回答の無い場合は加入」とする取り扱いがなされ、「なんだか良く分からない内」に加入扱いになった」ケースが少なからず見られました。

加入する・しないで、保険料や窓口負担、受けられる医療の内容が大きく変わる可能性があるので、十分な説明と試算を示して、加入の可否を取り扱って欲しいものです。

後期高齢者医療制度—私の体験

さいたま市難聴者・中途失聴者協会 川原 英夫

この制度について、さいたま市から障害者団体会議で説明を受けて、「障害者手帳」三級以上の人は入ったほうが良いと聞かされ、いざ入るならば、早いうちにと、三月初めに手続きを済ませました。ところがその後から新聞、テレビで大論争が始まりました。

ありゃ？これは早まったな、と思い社会福祉協議会にも意見を聞いたたりして、これは各個人の収入や健康状態に関わるので、一概に理解するのも大変ということを知りました。結局新聞テレビ報道の凄さが強く印象に残り、三月下旬に手続き取り消しの行動を取りました。

その後の情報を簡単にまとめてみます

と、この制度は四月からスタートし、年金からの天引きが始まり、世論に押される形で色々改正が議論され、福田首相が名前を「長寿」に変えてみたり、十月から年金からの天引きを「口座振替」へ変更できることとか、今年度の措置として年収一六八万円以下の人は支払が「八割五分減」となるとか、制度が県の後期高齢者医療広域連合に任せられるなど未だに迷走している感もあります。

現在、自民党と民主党が民意を引き寄せる綱引きをしている状態です。（「八割五分減」とは、逆に見れば国民が騒がなければ減額も無く、黙って支払う義務があることとなります。）

みんなが話そう

団体活動ニュース

**事業充実目指して
七夕バザー**

さいたま市聴覚障害者
協会

七夕バザーは、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会後援会の行事として、七月十三日午前十時から午後三時まで、二年前建てられたななふく苑のテイルームにて行なわれました。

当協会はフリーマーケットを実施しました。後援会は模擬店を実施し、屋外にて焼き鳥、みそおでん、カレーライス、焼きそば、おにぎり、飲み物等の販売を行なっていました。

また、フリーマーケットには、各市聴覚障害者協会、手話通訳問題研究会と手話サークル十五団体が参加し、ぬいぐるみ、タオル、食器、折りたたみ自転車などを販売しました。

このような後援会の行事は、後援会会員の拡大・交流と共に、埼玉聴覚障害者福祉会の事業を財政的に支えるためでもあります。

そのため、七夕バザーの収益も、福祉会に寄付しました。



▲会場は掘り出しものでいっぱい！

**ふれあいスポーツ大会
でお会いしましょう**

さいたま市身体障害者
福祉協会女性部

これからも、後援会の行事に積極的に参加し、埼玉聴覚障害者福祉会の事業充実に向けて支援して行きたいと思えます。

牧野 悦子

さいたま市では、ふれあいスポーツ大会が岩槻文化公園で九月二十八日行われます。

当日身体障害者福祉協会女性部はレクタイム時間に参加を決め、八月九日午後より事業団女屋先生をお迎えして三百六十五歩マーチ、ビューティフル・サンデー



▲練習を終わってほっと一息！のみなさん

のリズムに合わせて練習をしました。先生のやって見せてくださる体の動きは、手・脚・腰・それぞれ表情豊かで光っています。運動不足の私には脳・手・脚・腰がバラバラです。手を合わせれば脚が動かなくなりません。いかに普段サポートしているか？一目瞭然ですが、子供のころ、リズム体操には脚が悪く参加できず、寂しかった時を思い出させてくれました。この年に成って皆様と輪になってリズムに合わせて参加出来る事を楽しみ、幸せに思います。

今回を機にだいぶ弱った筋肉を強めるためにストレッチから朝の散歩からでも、もう一度チャレンジして見ようか

と思っています。福祉会では会員が年々高齢化進んでいますが参加に声を大にして呼びかけをしています。そして障害に負けず今日一日を明るく元気に過ごしていただきたいと思っています。

齋藤 雅子

四十回めのお買い物体験の集い

さいたま市障害児のための
連絡会

去る七月十九日さいたま市障害児のための連絡会は第四十回お買い物体験の集いを盛大に開催いたしました。年に一度の催しなので、四十年間続いております。

当日には、二ヶ月程前から私達が準備したこの会にさいたま市内の小、中、養護学校などの子どもたちが保護者と一緒に行ってきました。さいたま市になりましたので浦和や岩槻、与野方面と遠方より来ます。ボランティアをして下さる学生さんや一般の方も集まり、大宮ふれあい福祉センターは満員御礼となります。今回はそばうち名人十四人が自慢の腕を振るいざるそばを食べました。そしていつも参加して下さる音楽療法専門学校の先生と学生さんが生の演奏で子どもたち

と一緒に音楽遊びをしました。そして地元サッカーチームの大宮アルディージャのマスコット、アルディくんが登場すると子どもたちは一勢に近寄って握手や記念撮影をしたり、一緒にお買物をしてふれあいました。

私はここ十年程この会の実行委員として参加してますが、準備の最初は参加人数も多くなり正直投げ出したいとも思いました。だが、子どもたちがやって来て楽しそうに歌を歌ったり、買物したり、かき氷を食べたり、水ヨーヨーつりをする姿をみて、そしてありがとうと言って帰って行く姿に励まされる私です。

米山恵美子



▲会場は楽しそうな笑顔でいっぱいでした

さいたま市各課との懇談会を開催

障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会

障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会(略称・さいたま市民の会)では、毎年、会員の要求を集約して市長宛に要望書を提出し、行政との懇談会を積み重ねて来ました。今年も去る七月二十四日に、十分野・五十三項目にわたる

要望書を提出して、それに基づいて八月二十日の午前に懇談会を行いました。出した要望を二〜三挙げてみますと、①障害者自立支援法では「応益負担の廃止」を国に要望すること、②所得保障では「心身障害者福祉手当」について所得制限の撤廃と精神障害者も支給対象に入ること、③住宅では、障害者向け市営住宅の増設と、やむを得ず民間アパートに入居する障害者に対する「家賃補助制度」の創設などです。

市側からは障害福祉課をはじめ、住宅

課、年金医療課、教育委員会指導二課、選挙管理委員会、学校施設課など九課が出席、それぞれの課から要望に対する回答をいただき、会員参加者から実情を訴えながら懇談しました。来年度も予算編成は前年度比マイナスイナス5%シーリングということで、なかなか前向きな回答は貰えませんでした。担当の方々に実情を理解して貰うことはできたと感じます。時間が足りなくて残された項目については、近日中に、改めて障害福祉課との懇談会を行うことになりました。 平林 彰

団体紹介

一筋縄ではいかないこの病と向きあつて

精神障害者家族会連絡会

家族会連絡会には、精神障害者を抱える市内の四つの家族会が参加しています。

さいたま市が政令指定都市となった平成十六年二月に、共通の活動(市への要望等)に取り組む為に発足しました。

さいたま市障害者協議会を発足させる時に、三障害の一画である精神の代表として参画する為でもありました。

二つの家族会は、主に大宮地域と浦和・与野地域に開かれた地域家族会であり、他の二つは施設内の家族会で、それぞれに歴史も規模もかなり異なる為、それまでの各会の歴史や活動を尊重して、大らかに連携する連絡会としました。毎年九月には、市への要望書をまとめ

て提出し、市の各課担当者に参加してもらう、回答説明会を開いています。

また、家族が真に求める「家族教室」を実施する事で、一筋縄ではいかないこの病と、孤独に向き合っているであろう多くの家族が家族会に繋がり仲間を得て、少しでも救われることを願っています。

現在精神障害者の当事者会として、市内に「ウィーズ」という団体が生まれ、全国的な活動も行っていますが、自ら声を上げることの出来る当事者は、素晴らしいと思います。

一方で、通院治療を受けてはいても、「外来二ト」と呼ばれる、人の目が極度に怖い、外からの刺激が強過ぎる、あ

るいは様々なこだわりが行動をがんじがらめに縛る等の理由で、社会参加が思うように出来ない大多数の当事者は、自らの声を上げる機会がありません。

そんな当事者に代わって、本人の苦しみと、支援し続ける家族の困難な状況とを理解してもらうには、家族が声を上げなければなりません。精神障害を背負っても、生まれ育ったこのさいたま市で、今後も安心して暮らし続ける事を求めて、働きかけていきたいと思えます。

初めてこの病気に直面した時、何が何だか皆自分からずらして四苦八苦し、やっとな大変な病気にかかったのだと分かって治療に繋げる、その何と大変な事か、その間に味わう苦難の数々は、体験した者にしか分かりません。同じ体験をした家族同士の絆を、今後も大切にしていきたいと思っています。 会長 飯塚 壽美

体験しました 市議会予算委員会参考人

「市議会でいろいろな方から参考人としてご意見をうかがう事になったんですが、出ていただけませんか」と言われたのはもうずいぶん前でした。

いわゆる政治家といわれる方々とお話しするのは、相手方の立場がはつきり見えてしまつて、苦手なのですが、議員さん全部が対象と伺つて、それなら気兼ねせずでもいいことをいわせていただきたいとお引受けしました。

議会事務局からいろいろと問い合わせがあり、資料は必要かという項目があったのですが難しい話をするわけではないからと思つて、「なし」としておきました。

何を話すかについては、障害者自立支援法の中で言われている、働くということと、生活するというところに絞つて情報を集め、まわりの方たちの意見を聞いて前日になつて原稿を作り始めました。

就労移行支援、就労継続支援A型、B型、グループホーム、ケアホーム、生活ホームと書いているうちに、関係深い私たちがさえやつとこのごろわかつてきたのですから、議員さんははて？と思つて事務局に聞いたたら、何かあった方がいい

でしようと言われました。

そこで、私が用意した資料は、厚生労働省が全日本育成会に寄せられた意見をもとに作った、知的障害者本人向けの説明資料です。親たちの間で、これがいちばんわかりやすいといわれていたので、それをコピーしていただきました。

当日十時から質問時間を含めて四十五分をいただいて、知的障害のひとたちが就労したとしても、働き続けるための支援が整っていないこと、ゆつくり時間をかけて力をつけていきたいと思つても、就労移行支援は二年で区切られていること、グループホーム、ケアホームの支援体制の希薄さ、県の事業である生活ホームの制度を残してもらいたいこと、今の家賃補助を打ち切らないように、国が財政問題を理由にして支援の手を薄くしようとしているが、足りないところはさいたま市として制度を補つていただきたいなどをお話ししました。

今回は市議会会派「みどりの風」から推薦していただいたのですが、こういう機会がもつとあるとうれしいですね。

さいたま市手をつなぐ育成会

浅輪田鶴子

事務局だより

七月の理事会で災害時要援護者支援マニュアル検討委員会を立ち上げることが決まりました。

浅輪副会長が見つけた東京都狛江市の救急袋あいさつ文の小冊子からはじまり、この救急袋を作つた狛江市障害者団体連絡協議会の方とも連絡をとつて数ヶ月のうちに委員会発足となりました。狛江市では昭和六十年から、聴覚障害者のための光とFAXによる、緊急通報の合図を障害者宅に据え付けた受信機に送信するシステムを貸与しているそうです。

八月の理事会では各団体から委員を選出していただき、市からも障害福祉課から二名委員を出していただきました。

今年度からさいたま市では、「さいたま市災害に強いまちづくり計画」が始まり、災害に関係する部署でやっている仕事を体系化し見直していこうということです。

その中でソフトの取組みとして、災害発生直後における地域住民の救助・救護活動をあげて、地域による災害対応力の向上を図ることを、災害に強いまちづくりの重要な視点としていると計画書には書かれています。

毎日障害のある方たちと、ごく普通に接している事務局としては、災害時に不利な条件を少しでも排除できるようにシステムができることを願っています。(W)

編集後記

事務局からお電話をいただき、広報委員をお願いしたいということでしたが、私はとても不安でした。

それでも、みなさんのご指導をいただきながら「あ・うん」発行ができたと思つて委員を受けました。

この九号から委員が二名変わつて編集を行つてまいります。

この広報紙が会員の皆様をつなぐ架け橋となるよう願っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

九月に入りましたが残暑が厳しく感じられます。皆様も体調を整えてがんばりましょう。

(矢口)

さいたま市障害者協議会
会報あ・うん第9号
発行 さいたま市障害者協議会
会長 望月 武
編集 さいたま市障害者協議会広報委員会
〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-213-1
大宮ふれあい福祉センター 4階
TEL 048-653-7271
FAX 048-653-7341
http://www.saitama-planet.com/
e-mail saitamacity-handynet@nifty.com

この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。